

米穀等取扱事業の届出について

<米穀の取扱いをされている事業者様へ>

- 米の流通の見える化のため、食糧法が改正され、新たな届出制度がスタートします。
- 新たに加工、中食、外食業者が対象になるとともに、既存の届出事業者も、届出事項が追加されるため、改めて届出が必要です。
- 令和8年10月1日から、受付開始します。令和9年4月1日までに届出をしてください。

届出の対象者

(取扱数量の「トン」は玄米ベース。「精米トン」と記載あるもののみ精米ベース)

		生産	集荷・卸売・第一種小売(※1)		第二種小売等(※2)	加工	中食・外食
届出	要件	300トン以上【第9条】 20精米トン以上(消費者等に直売する場合)【第47条】	300トン以上【第9条】 20精米トン以上【第47条】		300トン以上【第9条】 20精米トン以上【第47条】		300トン以上【第9条】
定期報告	要件	300トン以上(※4)	集荷: 5,000トン以上 卸売・第一種小売: 50,000トン以上	集荷: 300トン～5,000トン 卸売・第一種小売: 300トン～50,000トン	300トン以上		300トン以上
	報告事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③生産量 ④出荷販売の相手方の業種 ⑤その他米穀の流通に関する事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③買入数量 ④相手方の業種 ⑤とう精数量 ⑥出荷販売買入価格 ⑦その他米穀の流通に関する事項	①在庫量 ②出荷販売量 ③買入数量 ④相手方の業種 ⑤とう精数量 ⑥その他米穀の流通に関する事項	①在庫量 ②販売数量 ③買入数量 ④その他米穀の流通に関する事項		①在庫量 ②使用数量 ③買入数量 ④その他米穀の流通に関する事項
	頻度	毎年1月・7月	毎月	毎月	毎年7月		毎年7月

※1 第一種小売:とう精設備を有する小売事業をいう(町の米穀店など)。

※2 第二種小売等:第二種小売とは、小売事業のうち、第一種小売以外のとう精設備を有さないものをいう(スーパーなど)。このほか、卸売事業で、とう精設備を有せず、グループ会社である実需者のみに販売する特定の営業形態である事業者については、第二種小売と同様の規制とする。

※3 フランチャイズである場合には、本部(フランチャイザー)から、加盟店の分もまとめて届出・報告いただくこととし、この場合、加盟店の届出・報告義務は免除する。

※4 生産者については、①自ら生産した米 ②他者から販売又は販売の委託を受けた米 について、①②の販売・販売委託の合計数量が300トンを超えた場合に対象とする。(300トンを令和7年産水稻の全国の10a当たり平年収量539kgで換算すると、50ha超の収穫面積に相当。)

※5 【第9条】、【第47条】とは、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)」における条文を指す。

届出事項

- ・ 事業者の基本情報(法人名、代表者氏名、住所等)
- ・ 事業の用に供する施設の内容(とう精施設、定温倉庫)
- ・ 出荷、販売又は買入の数量
- ・ 米穀の生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合 等

帳簿の備付け

届出事業者には、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間保存していただく必要があります。

※令和9年4月1日以降、届出を行っていない場合は、罰則が科せられることがあります。

※令和8年7月28日時点の予定事項です。届出対象者の規模要件や届出内容等について、変更になる場合があります。

米穀等取扱事業の届出方法

届出について、電子申請(eMAFF申請2.0)が可能となります。

※電子申請(eMAFF申請2.0)を利用するには、デジタル庁が提供している「GビズID」のアカウント(エントリー等いずれも可)が必要です。

①GビズIDの取得

- 届出については、まず、「GビズID」を取得願います。

・ GビズIDの取得（アカウントの作成）は現時点でも可能です。
・ GビズIDのwebサイト
(<https://gbiz-id.go.jp>)
に接続し、「GビズIDアカウントの作成をはじめ」から作成を開始してください。



②電子申請にて届出(eMAFF申請2.0)

- その後、令和8年10月1日以降に、原則、電子申請(eMAFF申請2.0)にて届出願います。

〔現在、システム環境を整備しております。(令和8年7月28日時点)整備が終わりましたら、農林水産省HP等において、電子申請サイトのURLをお知らせ致します。〕

③農林水産省にて受領

- メール・FAX・郵送等により届出を行う場合は、令和8年10月1日以降に、主たる事務所を管轄する地方農政局等へご連絡願います。

(お手続の御負担を減らす観点から、「電子申請(eMAFF申請2.0)」での申請を推奨します。)

<地方農政局等の連絡先(お問い合わせ先)>

担当窓口	電話番号	メールアドレス	管轄区域
北海道農政事務所 生産経営産業部業務管理課	011-330-8808	hokkaido.todokede※maff.go.jp	北海道
東北農政局 生産部生産振興課	022-263-1111	tohoku.todokede※maff.go.jp	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東農政局 生産部生産振興課	048-740-0406	kanto.todokede※maff.go.jp	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
北陸農政局 生産部生産振興課	076-232-4302	hokuriku.todokede※maff.go.jp	新潟県 富山県 石川県 福井県
東海農政局 生産部生産振興課	052-223-4623	tokai.todokede※maff.go.jp	岐阜県 愛知県 三重県
近畿農政局 生産部生産振興課	075-414-9021	kinki.todokede※maff.go.jp	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国農政局 生産部生産振興課	086-224-4511	chushi.todokede※maff.go.jp	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州農政局 生産部生産振興課	096-211-9111	kyushu.todokede※maff.go.jp	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	098-866-1653	okinawa.todokede※maff.go.jp	沖縄県
農林水産省 農産局農産政策部企画課	03-3503-3956	honsyo.todokede※maff.go.jp	全国

注:メールを送付される際は「※」を「@」に置き換えてください。